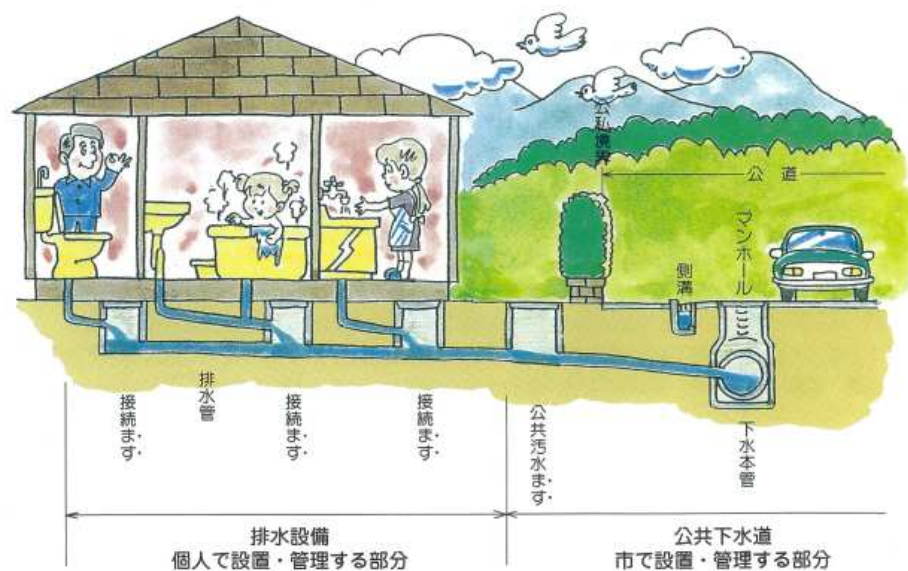


## 下水道の管理について

下野市下水道課

下水道は、個人で設置・管理する部分と、市で設置・管理をする部分に分かれています。公共汚水ますから下流側は市で管理する部分となり、それより上流側は個人で管理する部分となります。

### □下水道のしくみ(分流式)<sup>※</sup>



○公共汚水ます・・・お住まいの敷地から出た汚水が最終的に集約されるところで、原則として、道路や側溝の淵から民地側1メートル以内に、1宅地につき1個設置されています。中央に下野市章（もしくは旧町章）が入っています。

☞市の所有物であり、市で管理はおこなうものです。しかし、お住まいの方の故意・過失によって修繕等が必要になった場合は、排水設備指定工事店に依頼していただき、費用はご自身でご負担いただくことになります。

○宅内ます・・・敷地内の排水経路のところどころに複数個設置されており、下野市章は入っていません。

☞お住まいの方の所有物であり、個人で管理していただくものです。修繕等が必要になった場合には個人で行っていただきます。その際にも、排水設備指定工事店に依頼してください。